

第60回

Nojima

証券コード：7419

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月17日（金曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始予定）

場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい
二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階
ランドマークホール

議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後6時30分まで

事前に郵送またはインターネットによる議決権行使をいただいた株主様には後日、心ばかりの品ではございますが、商品をお送りいたします。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、郵送またはインターネットにより、事前の議決権行使をいただき、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。また株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次

- 第60回定時株主総会招集ご通知 … 1

添付書類

- 事業報告 …… 7
- 連結計算書類 …… 29

- 株主総会参考書類 …… 35



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7419/>



証券コード 7419
2022年6月2日

株主各位

横浜市西区南幸一丁目1番1号
JR横浜タワー 26階
(登記上の本店所在地：相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株式会社 ノジマ

取締役兼代表執行役社長 野島廣司

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、株主の皆様におかれましては可能な限り、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、本招集ご通知5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されるか、いずれかの方法により、2022年6月16日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、本年は事前に書面又はインターネット等による議決権行使をいただいた株主様には後日、心ばかりの品ではございますが、商品をお送りいたします。

本年度につきましては、株主様には本株主総会の状況をインターネット中継にてライブ配信をいたします。どうぞ、この方法にて本株主総会にご参加くださるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始予定）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、可能な限り株主様にはご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が昨年同様大幅に減少いたします。そのため、当日の来場者数によっては、メイン会場へのご入場を制限させていただく場合がございます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの軽減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます可能性がございます。

あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 同一の株主様が書面及び電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。なお、同一の株主様が複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

〈株主の皆様へ〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により前述の対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nojima.co.jp>)より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、株主総会開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止の徹底をいただきますようお願い申し上げます。なお、マスクの着用をいただけない株主様につきましては、健康面等の個別のご事情がない場合、ご出席の株主様の健康面への配慮より入場を制限させていただく場合がございます。)

・当日は会場入口付近で検温をさせていただきます。また、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は短縮させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

・第60回定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。ご質問がございます株主様は、当社ウェブサイトより議決権行使書に記載の株主番号等をご入力の上、ご質問くださいますようお願い申し上げます。

・株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会で説明を予定しておりますが、全てのご質問の回答をお約束するものではございませんので、あらかじめご了承くださいませ。

・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始日時が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nojima.co.jp>)に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

事業説明会 開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様に対当社へのご理解を深めていただくため、「**事業説明会**」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加、またはウェブサイトでの視聴を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「**事業説明会**」においては、お食事等のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7419/>



<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後6時30分まで

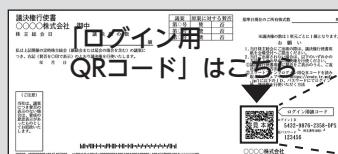


スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

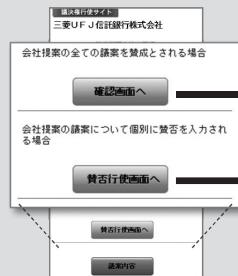


議決権行使書副票（右側）

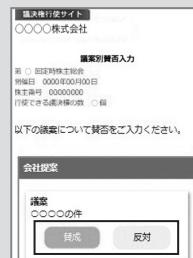
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…
右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

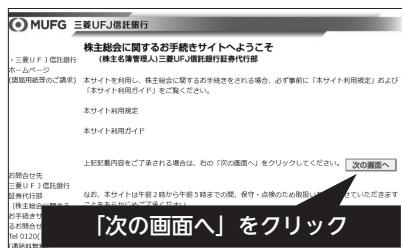
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

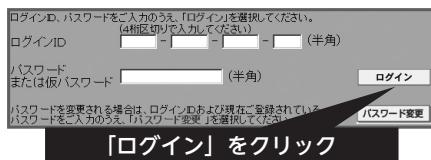


ログインID・仮パスワードを入力する方法

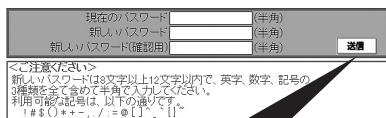
1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログイン
ID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード（確認用）」
の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向からワクチン接種が進展したことにより、まん延防止等重点措置も解除される等、経済活動に回復の兆しが見え始めたものの、半導体供給問題や原材料価格の高騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢による影響もあり、経済状況の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは「デジタル一番星」、「お客様感動No.1」を常に追求し、その実現のため「選びやすい売場」及び「お客様の立場に立った接客」を常に心がけ、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合ったサービスの充実に取り組んでまいりました。

2021年10月には、A X N株式会社を子会社化し有料衛星放送事業を開始いたしました。質の高い放送サービスの供給を通じ、より充実した優良なサービスの提供に取り組んでおります。なお、2022年3月にはスルガ銀行株式会社との資本業務提携を解消し保有株式の売却を行い、また、子会社であるシグニ株式会社を売却し、事業のポートフォリオの組み替えを行いました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は564,989百万円（前年同期比108.0%）、営業利益は33,166百万円（前年同期比98.0%）、経常利益は35,890百万円（前年同期比55.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は25,862百万円（前年同期比49.0%）となりました。なお2021年6月のスルガ銀行持分法適用除外に伴い、持分法投資損益を控除した対前年増減率は、経常利益が前年同期比99.0%、親会社株主に帰属する当期純利益が前年同期比105.9%となります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は20,843百万円減少、売上原価は2,298百万円減少、販売費及び一般管理費は18,722百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ177百万円増加しております。

また、当社グループの経営指標として重要視しておりますEBITDA（※）は、53,504百万円（前年同期比103.4%）となりました。

（※）EBITDA＝経常利益＋支払利息＋社債利息＋減価償却費＋のれん償却額－持分法による投資利益

セグメント別の状況は以下のとおりです。

（デジタル家電専門店運営事業）

昨年の巣ごもり需要や給付金需要の反動がありましたが、店舗における徹底した新型コロナウイルス感染症対策と家庭で過ごす時間の増加に対応した、ニューノーマルにおける需要へのコンサルティングセールスを推進し、より多くのお客様に喜ばれ、ご来店いただける取り組みを継続いたしました。商品別には、有機ELテレビ等の販売が好調に推移したほか、大型・高機能の冷蔵庫、洗濯機や調理家電、理美容家電が堅調に推移したため、デジタル家電事業の売上高は前年を上回りました。また、新宿、池袋等、駅前の好立地に積極的な出店を行い、17店舗を新規出店し、既存の店舗についても改装を進めてまいりました。

これらの結果、売上高は251,443百万円（前年同期比102.2%）、経常利益は20,685百万円（前年同期比100.4%）となりました。なお、当期の「収益認識に関する会計基準」の適用により、売上高は19,890百万円減少、経常利益は194百万円増加しております。

（キャリアショップ運営事業）

オンライン専用プランをはじめとした低料金プランへの切り替えが進む中、キャリアによる代理店支援も量から質へと変化し業界全体は厳しい情勢にあります。

このような状況下、お客様に安心してご利用いただける環境を整えるとともに、お客様の生活スタイルに合ったプランのコンサルティングやサービスの提供に加え、利便性を高めるための店舗移転や改装を積極的に進め、売上高は前年を上回りましたが、出張販売等の販売促進費が増加したこともあり利益面は前年を下回りました。

また、2021年10月には、キャリアショップ事業を運営するアイ・ティー・エックス株式会社（以下、ITX）から、ITXコミュニケーションズ株式会社（以下、ITXC）を分社化し、これにより、ITXはドコモ事業、ITXCはKDDI事業にそれぞれ専念し、より質の高いコンサルティングを行う体制といたしました。

これらの結果、売上高は187,953百万円（前年同期比102.9%）、経常利益は5,887百万円（前年同期比69.4%）となりました。なお、当期の「収益認識に関する会計基準」の適用による影響は軽微であります。

（インターネット事業）

生活に不可欠なインフラである超高速ブロードバンドサービスにつきましては、テレワークやオンライン授業が定着したことによる拡大傾向が継続し、グループの各店舗においてNTT東日本、NTT西日本が提供するフレッツ光のサービス「@nifty光」やセキュリティサービスのご案内を積極的に行い、グループシナジー効果の最大化に取り組みました。

また、2021年3月に子会社化した株式会社セシルについては、事業構造の見直しを進め、グループのリソースを活用した新しい生活スタイルをより豊かにする提案を行ってまいりました。2021年12月には行動支援プラットフォームサービス等を展開している、ニフティライフスタイル株式会社が東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

これらの結果、売上高は72,358百万円（前年同期比147.2%）、経常利益は5,770百万円（前年同期比154.7%）となりました。なお、当期の「収益認識に関する会計基準」の適用により、売上高は951百万円減少、経常利益は14百万円減少しております。

(海外事業)

東南アジアにおいては、各国政府による新型コロナウイルスの感染症対策が変化中、シンガポール・マレーシアにおいては、店舗のスクラップアンドビルドや質の改善、人材の教育・研修の充実を図ることで、より質の高い接客・サービスの提供に取り組みました。

このような状況下、前年度のロックダウンによる店舗閉鎖は解除となり売上高は前年を上回りましたが、政府からの補助金の減少も有り、利益面は前年を下回りました。

なお、シンガポールでは、2021年11月にオーチャード通りの好立地に位置する新商業施設「COURTS Nojima」において海外初の自社による施設運営事業を開始し、家電・家具専門店「COURTS」フロアをオープンしました。

これらの結果、売上高は43,005百万円（前年同期比107.7%）、経常利益は2,102百万円（前年同期比72.7%）となりました。

(店舗運営の状況)

デジタル家電専門店運営事業では、スクラップアンドビルドにより、デジタル家電専門店17店舗を新規出店、3店舗を閉店し205店舗となり、通信専門店3店舗を閉店・譲渡し21店舗となりましたので、合わせて226店舗となりました。

キャリアショップ運営事業では、直営店・F C店を合わせて、スクラップアンドビルドにより、9店舗を新規出店・譲受し、22店舗を閉店・譲渡したため、585店舗となりました。

海外事業では、2店舗を新規出店、5店舗を閉店し、65店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における総店舗数は876店舗となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は12,850百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(株)ノジマ

設 備 名	所在地	内 容	開店日・取得日
港南台バース店	神奈川県	店舗	2021年4月
マリンピア専門館店	千葉県	店舗	2021年4月
東戸塚西口プラザ店 (注)	神奈川県	デベロッパー事業施設 店舗	2021年4月
ミッテン府中店	東京都	デベロッパー事業施設 店舗	2021年5月
池袋東武店	東京都	店舗	2021年8月
イトーヨーカドー静岡店	静岡県	店舗	2021年10月
新宿タカシマヤタイムズスクエア店	東京都	店舗	2021年11月

(注) 当該物件は不動産信託受益権であり、その計上にあたっては信託財産を自ら所有するものとして計上しております。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び財務制限条項が付された貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第57期 (2019年3月期)	第58期 (2020年3月期)	第59期 (2021年3月期)	第60期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高(百万円)	513,057	523,968	523,327	564,989
経常利益(百万円)	21,046	24,218	64,647	35,890
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	14,817	15,911	52,827	25,862
1株当たり当期純利益	296円83銭	317円12銭	1,068円42銭	522円89銭
総資産(百万円)	307,735	286,247	340,183	326,952
純資産(百万円)	81,608	90,268	144,296	140,101
1株当たり純資産	1,594円23銭	1,759円32銭	2,879円19銭	2,761円22銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上の基礎となる自己株式数に従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を含めております。
3. 第58期の期首より、その他有価証券の評価方法を部分純資産直入法から全部純資産直入法に変更しており、第57期の親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益の金額については、遡及処理の内容を反映させた金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 比率	主要な事業内容
アイ・ティー・エックス(株)	横浜市西区	200	100.0%	通信関連機器等販売
ITXコミュニケーションズ(株)	横浜市西区	200	100.0%	通信関連機器等販売
(株)アップビート	横浜市西区	404	100.0%	通信関連機器等販売
ニフティ(株)	東京都新宿区	100	100.0%	電気通信事業
ニフティライフスタイル(株)	東京都新宿区	1,250	66.4%	行動支援サービス事業
ニフティ・セシール(株)	東京都新宿区	100	100.0%	総合通信販売事業を統括する持株会社
AXN(株)	東京都渋谷区	1	100.0%	有料衛星放送事業を統括する持株会社
Courts Asia Limited	シンガポール タンピネス	21,725	100.0%	デジタル家電等販売
(株)ビジネスグランドワークス	東京都中央区	30	100.0%	企業教育研修コンサルティング
(株)ノジマステラススポーツクラブ	相模原市南区	10	100.0%	スポーツクラブ運営

(注) 持分法適用会社は、(株)ハスコムモバイル1社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが立たない中、半導体不足やロシアによるウクライナ侵攻、原材料価格の高騰等の影響もあり、今後も不透明な状況が続くと見込まれます。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様に喜んでいただけるよう、「入るを量りて出ざるを制す」をスローガンとし、グループ全体の知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

① 店舗運営

お客様の立場に立った行動で、便利な場所で必要なものが揃う選びやすい売場を作っております。家庭用電化製品やスマートフォン等の新製品及び新技術については、お客様のご要望に合わせた質の高いコンサルティングをするため、当社グループの従業員の増員を引き続き進めてまいります。

② 人材育成

専門知識を有する商品コンサルタントを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。人材の育成にあたっては、各人の能力向上、知識等の修得を目的にしました教育用WEBツールの「ノジマ学（まなぶ）」を活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を引き続き図ってまいります。

③ 店舗展開

店舗展開につきましては、デジタル家電専門店運営事業は、今後とも神奈川県を中心として、近隣都県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本とし、キャリアショップ運営事業は、アイ・ティー・エックス株式会社等子会社を含めた既存店舗の改装及びスクラップアンドビルドを実施し、海外事業では、現地状況に対応し、条件の良い出店による店舗網の充実に努め、売場面積の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは株式会社ノジマ（当社）、子会社26社及び関連会社1社により構成され、経営組織の形態及び当社グループの取り扱う商品・サービスの内容から、報告セグメントを「デジタル家電専門店運営事業」、「キャリアショップ運営事業」、「インターネット事業」、「海外事業」としております。

「デジタル家電専門店運営事業」は、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を行っております。

「キャリアショップ運営事業」は、携帯電話を中心とした通信関連機器の販売及び付帯するサービス提供を行っております。

「インターネット事業」は、ブロードバンド接続サービスの提供及び付帯するコミュニケーション、セキュリティ等のサービス提供並びにインターネットを利用した様々な情報サービスの提供を行っております。

「海外事業」は、デジタルAV関連機器、情報関連機器、家庭用電化製品及び家庭用家具の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ等のサービス提供を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

(株)ノジマ

本社 : 神奈川県横浜市西区
商品センター : 神奈川県横浜市鶴見区 神奈川開通センター : 神奈川県横浜市鶴見区
アイ・ティー・エックス(株)

本社 (本店) : 神奈川県横浜市西区
東日本支社 : 宮城県仙台市青葉区 札幌オフィス : 北海道札幌市中央区
中日本支社 : 愛知県名古屋市中村区 金沢オフィス : 石川県金沢市
関西支社 : 大阪府大阪市北区 高松オフィス : 香川県高松市
西日本支社 : 広島県広島市中区 福岡オフィス : 福岡県福岡市中央区

IT X コミュニケーションズ(株)

本社 (本店) : 神奈川県横浜市西区
東日本支社 : 宮城県仙台市青葉区 金沢オフィス : 石川県金沢市
中日本支社 : 愛知県名古屋市中村区 高松オフィス : 香川県高松市
関西支社 : 大阪府大阪市北区 米子オフィス : 鳥取県米子市
西日本支社 : 広島県広島市中区 福岡オフィス : 福岡県福岡市中央区

(株)アップビート

本社 (本店) : 神奈川県横浜市西区
東北営業部 : 宮城県仙台市青葉区 関西中四国オフィス : 大阪府大阪市北区
東海営業部 : 愛知県名古屋市中区 九州営業部 : 福岡県福岡市中央区

ニフティ(株)

本社 (本店) : 東京都新宿区

ニフティライフスタイル(株)

本社 (本店) : 東京都新宿区

ニフティ・セシール(株)

本社 (本店) : 東京都新宿区

A X N(株)

本社 (本店) : 東京都渋谷区

デジタル家電専門店

神奈川県	55店	東京都	52店	埼玉県	28店	千葉県	28店	静岡県	19店
長野県	3店	山梨県	7店	新潟県	9店	茨城県	4店	合計	205店

キャリアショップ及び通信専門店

北海道	9店	青森県	3店	秋田県	6店	岩手県	15店	山形県	1店
宮城県	13店	福島県	5店	神奈川県	58店	東京都	65店	埼玉県	30店
千葉県	36店	群馬県	10店	栃木県	12店	茨城県	9店	山梨県	7店
長野県	12店	新潟県	13店	静岡県	27店	富山県	1店	石川県	8店
滋賀県	5店	岐阜県	8店	愛知県	34店	三重県	16店	奈良県	1店
和歌山県	6店	大阪府	19店	京都府	3店	兵庫県	10店	岡山県	16店
広島県	14店	山口県	2店	鳥取県	2店	島根県	6店	香川県	16店
徳島県	4店	愛媛県	20店	高知県	8店	福岡県	26店	佐賀県	6店
長崎県	10店	大分県	3店	宮崎県	2店	熊本県	16店	鹿児島県	5店
沖縄県	8店							合計	606店

(注) キャリアショップ及び通信専門店の店舗数は、関係会社直営店及びF C店舗を合わせて記載しております。

海外

カンボジア	2店	シンガポール	14店	マレーシア	45店	インドネシア	4店	合計	65店
-------	----	--------	-----	-------	-----	--------	----	----	-----

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
7,035名 (4,281名)	125名増 (251名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,586名 (2,927名)	26名増 (390名増)	31歳 11ヶ月	7年 9ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	7,957百万円
(株) 三菱UFJ銀行	4,123百万円
(株) 日本政策投資銀行	3,300百万円
(株) 横浜銀行	1,356百万円
(株) りそな銀行	908百万円
三井住友信託銀行(株)	766百万円
(株) あおぞら銀行	501百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 170,000,000株
- ② 発行済株式の総数 49,278,072株 (自己株式 2,011,544株を除く)
- ③ 株主数 12,763名 (前期末比 1,533名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野 島 廣 司 (株)	7,349,000株	14.9%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,366,400株	10.9%
ティーエヌホールディングス(株)	2,660,000株	5.4%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,037,500株	4.1%
公益財団法人真柄福祉財団	1,704,480株	3.5%
ネットワーク社員持株会	1,690,800株	3.4%
(有) / マ	1,500,000株	3.0%
野 島 廣 司	1,404,100株	2.8%
野 島 隆 久	1,219,600株	2.5%
(株)三菱UFJ銀行	1,120,000株	2.3%

- (注) 1.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2.当社は自己株式2,011,544株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約 権の数	目的となる 普通株式の数	保有 者数	発行 価額	行使 価額
第15回新株予約権 (2017年7月18日)	2020年7月19日～ 2022年7月18日	6,652個	665,200株	531名	無償	1株当たり 1,762円
第16回新株予約権 (2018年7月17日)	2021年7月18日～ 2023年7月17日	10,728個	1,072,800株	1,010名	無償	1株当たり 2,294円
第17回新株予約権 (2019年7月16日)	2022年7月17日～ 2024年7月16日	12,614個	1,261,400株	1,239名	無償	1株当たり 1,759円
第18回新株予約権 (2020年7月21日)	2023年7月22日～ 2025年7月21日	13,757個	1,375,700株	1,548名	無償	1株当たり 2,638円
第19回新株予約権 (2021年8月4日)	2024年7月21日～ 2026年7月20日	17,051個	1,705,100株	2,460名	無償	1株当たり 2,836円

新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ・新株予約権の相続はこれを認めない。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第15回新株予約権	1,580個	158,000株	9名
	第16回新株予約権	860個	86,000株	9名
	第17回新株予約権	1,011個	101,100株	10名
	第18回新株予約権	1,110個	111,000株	10名
	第19回新株予約権	1,495個	149,500株	10名
社外取締役	第15回新株予約権	20個	2,000株	1名
	第16回新株予約権	30個	3,000株	1名
	第17回新株予約権	100個	10,000株	3名
	第18回新株予約権	160個	16,000株	4名
	第19回新株予約権	370個	37,000個	7名

② 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は①に記載のとおりであります。

上記新株予約権のうち当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
当社従業員（当社役員を兼ねているものを除く）	10,779個	1,077,900株	1,725名
子会社の役員及び従業員	5,168個	516,800株	860名

（注）当社従業員等に交付した新株予約権の数、目的となる普通株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
野 島 廣 司	取締役会議長 指名委員、報酬委員	Courts Asia Limited Chairman, Group CEO
野 島 亮 司	指名委員、報酬委員	ニフティ(株)代表取締役社長 ニフティ・セシール(株)代表取締役社長 (株)セシール代表取締役会長 AXN(株)代表取締役CEO (株)AXNエンタテインメント代表取締役CEO
福 田 浩 一 郎		
温 盛 元	指名委員 (委員長)	
國 井 弘 文		
田 中 義 幸	報酬委員 (委員長)	
篠 原 二 郎		
郡 谷 大 輔	指名委員	
平 本 和 生	監査委員 (委員長) 指名委員、報酬委員	
高 見 和 徳	監査委員、報酬委員	
山 田 隆 持	指名委員、報酬委員	
堀 内 文 子	監査委員、報酬委員	税理士法人MSAパートナーズ代表社員
池 田 匡 紀	指名委員	
小 澤 浩 子		

② 執行役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	野島 廣 司	CEO
代表執行役副社長	野島 亮 司	経営全般
常務執行役	福田 浩一郎	商品ソリューション推進部長
常務執行役	温 盛 元	営業開発部長
執行役	國 井 弘 文	販買推進部長
執行役	田 中 義 幸	ビジネスサポート部長
執行役	篠 原 二 郎	財務経理部長
執行役	大 嶽 友 洋	モバイルソリューション推進部長
執行役	日 坂 聡	財務経理部次長
執行役	山 根 純 一	ITシステム部長
執行役	石 原 彩 子	サービスイノベーション部長

- (注) 1. 取締役 郡谷大輔、平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、小澤浩子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 堀内文子氏は税理士法人MS Aパートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社と税理士法人MS Aパートナーズの間には特別な関係はありません。また、同氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 会社法第400条第2項に定める指名委員会等設置会社の各委員は、2021年6月17日開催の取締役会での以下のとおり選定され就任いたしました。
 「指名委員」：温盛元氏（委員長）、野島廣司氏、野島亮司氏、星名光男氏、郡谷大輔氏、平本和生氏、山田隆持氏
 「監査委員」：星名光男氏（委員長）、平本和生氏、高見和徳氏、堀内文子氏
 「報酬委員」：田中義幸氏（委員長）、野島廣司氏、野島亮司氏、星名光男氏、平本和生氏、高見和徳氏、堀内文子氏
4. 2021年6月17日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役 鍋島賢一、池田純、江藤美帆の各氏は退任いたしました。
5. 2021年9月30日をもって星名光男氏は監査委員長、指名委員、報酬委員を辞任いたしました。
6. 2021年9月30日に退任した取締役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	星 名 光 男	監査委員(委員長)

7. 2021年9月30日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役	鍋島賢一	ノジマオンライングループ長

8. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役 郡谷大輔氏、平本和生氏、高見和徳氏、山田隆持氏、堀内文子氏、池田匡紀氏及び小澤浩子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
9. 当社は、監査委員長が定期的に会社に出社し、重要な会議への出席等で情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役からヒアリングを行うことで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置していません。
10. 2021年10月1日付で、取締役の担当を以下のとおり変更しております。
 - ・平本和生氏は監査委員長に就任いたしました。
 - ・池田匡紀氏は指名委員に就任いたしました。
 - ・山田隆持氏は報酬委員に就任いたしました。
11. 2021年10月1日付で執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・常務執行役家電AVソリューション推進部長福田浩一郎氏は常務執行役商品ソリューション推進部長となりました。
 - ・サービスイノベーション部長石原彩子氏は、執行役サービスイノベーション部長となりました。
12. 2022年3月1日付で執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・執行役人事総務部長田中義幸氏は執行役ビジネスサポート部長となりました。
13. 2022年4月30日をもって田中義幸氏は報酬委員長を辞任いたしました。
14. 2022年4月30日に退任した取締役兼執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役兼執行役	田中義幸	ビジネスサポート部長

15. 2022年5月1日執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・常務執行役商品ソリューション推進部長福田浩一郎氏は、専務執行役商品ソリューション推進部長となりました。
16. 2022年5月6日付で野島亮司氏は報酬委員長に就任いたしました。
17. 2022年6月1日付けで執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・執行役財務経理部長篠原二郎氏は、常務執行役管理部門管掌となりました。
 - ・財務経理部長付幡野裕明氏は、執行役財務経理部長となりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役である、郡谷大輔、平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、小澤浩子の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円又は法令の定める額のいずれか高い額であります。

④ 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(当社の取締役・執行役及び主な子会社の取締役・監査役)が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。

なお、職務の適正性が損なわれないよう、当該保険契約に免責額の定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象とはしないこととしております。

⑤ 取締役及び執行役の報酬等の総額

イ. 役員報酬の内容に決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。取締役及び執行役の個人別報酬の内容は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針としております。

上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の基本報酬とストック・オプションとで構成しております。付与したストック・オプションについては費用計上した額を記載しております。取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとしております。執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとしております。取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給しております。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法が定める報酬委員会において、社外取締役4名、社内取締役3名で構成される報酬委員7名により年8回開催され、報酬方針及び個別報酬の案を審議しています。決議は、法令に別段の定めがある場合の他は、報酬委員の過半数の出席を要し、出席した報酬委員の過半数をもって行っております。また報酬委員会の開催後最初に開催される取締役会において、報酬委員会の職務の遂行の状況を報告しております。

ロ. 報酬委員会の活動状況

開催日	出席状況	主な議題
2021年4月20日	7名全員出席	新任執行役の報酬の件（決議）
2021年5月18日	7名全員出席	取締役、執行役の報酬の件（決議） 退任役員への退職慰労金支給の件（決議） 退任役員のストックオプション権利延長の件（決議）
2021年6月17日	7名全員出席	委員長及び委員会議長の互選（決議） 役員報酬の件（決議）
2021年7月20日	7名中6名出席	新株予約権の発行条件の件（決議） 役員報酬制度（相談）
2021年8月17日	7名全員出席	取締役の報酬の件（決議）
2021年9月21日	7名全員出席	取締役、執行役の報酬の件（決議） 退任役員への退職慰労金支給の件（決議） 退任役員のストックオプション権利延長の件（決議）
2021年11月16日	7名全員出席	取締役の報酬の件（決議）
2022年1月18日	7名全員出席	執行役の報酬の件（決議）

八. 当事業年度に係る報酬額等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	229	168	60	-	8
社外取締役	81	56	15	9	10
執行役	58	45	12	-	7

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
 2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役14名、執行役11名で、内7名は取締役と執行役を兼任しております。
 3. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
 4. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上を含んでおります。
 5. 非金銭報酬等として取締役及び執行役に対して新株予約権を交付しております。
 当該新株予約権交付の内容及びその現状は(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
- 二. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由
 報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、その決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑥ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針
- イ. 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
 - ロ. 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
 - ハ. 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
 - ニ. 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
 - ホ. 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

⑦ 社外役員に関する事項
社外役員の主な活動状況

氏名	当期開催の取締役会及び各委員会への出席状況	取締役会及び各委員会における発言その他の活動状況
星名光男	2021年9月30日に辞任するまで、取締役会7回全てに出席、指名委員会3回全てに出席、監査委員会7回全てに出席、報酬委員会6回全てに出席しております。	流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
郡谷大輔	取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会4回のうち3回に出席しております。	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
平本和生	取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、監査委員会13回全てに出席、報酬委員会7回全てに出席しております。	放送業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
高見和徳	取締役会13回全てに出席、監査委員会13回全てに出席、報酬委員会7回全てに出席しております。	家電メーカーにおける会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
山田隆持	取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会4回全てに出席、2021年10月1日に就任以降の報酬委員会1回全てに出席しております。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
堀内文子	取締役会13回全てに出席、監査委員会13回全てに出席しております。	長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計業務に関する専門知識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
池田匡紀	2021年6月17日に就任以降の取締役会10回全てに出席、2021年10月1日に就任以降の指名委員会1回全てに出席しております。	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
小澤浩子	2021年6月17日に就任以降の取締役会10回全てに出席しております。	エンタテインメント事業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	81
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116

- (注) 1. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して会計基準に関する教育研修についての対価を支払っております。また、当社の連結子会社であるニフティライフスタイル株式会社は、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - イ. 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - ロ. 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - ロ. 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - ハ. 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係規程を整備し、適切に運用する。
- ⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規則、その他関係規程を整備する。
- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - ロ. コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - ロ. 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - ハ. 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
- 二. 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- 当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制規程」「内部統制委員会規程」に基づき、内部統制委員会を12回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を把握し、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役7名を含む取締役14名で構成し、職務執行の状況を監督しました。また、取締役会は執行役を選任し、各執行役は、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行するとともに、自らの職務執行の状況を定期的に取り締役に報告しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表執行役社長及び監査委員会に報告しました。

監査委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査委員会に加えて適宜臨時監査委員会等を開催し、監査委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役・執行役その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、執行役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

(8) 資本政策の基本的な方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、及び業界トップの持続的な高い成長力を重要な経営目標として、ROE 15%以上、連結自己資本比率30%以上の健全経営を掲げてまいりましたが、2020年3月期に達成いたしました。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	183,963	流動負債	126,971
現金及び預金	31,007	支払手形及び買掛金	57,151
売掛金	69,063	電子記録債務	711
有価証券	19,997	短期借入金	1,616
商品及び製品	50,735	1年内返済予定の長期借入金	8,224
番組勘定	1,648	1年内償還予定の社債	5,000
未収入金	7,406	未払金	11,714
その他	5,045	未払法人税等	7,669
貸倒引当金	△940	未払消費税等	2,053
		未払費用	3,480
		前受金	5,254
		前受収益	6,548
固定資産	142,988	預り金	3,290
有形固定資産	54,262	契約負債	7,132
建物及び構築物	21,034	ポイント引当金	739
機械装置及び運搬具	487	賞与引当金	1,721
器具備品	2,804	リース債務	3,136
リース資産	16,694	その他	1,527
土地	13,059	固定負債	59,879
その他	181	長期借入金	9,074
無形固定資産	60,230	契約負債	9,315
のれん	19,263	役員退職慰労引当金	186
ソフトウェア	1,995	退職給付に係る負債	8,982
商標権	0	繰延税金負債	10,264
契約関連無形資産	37,844	リース債務	15,110
顧客関連無形資産	661	その他	6,945
その他	463	負債合計	186,851
投資その他の資産	28,496	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,419	株主資本	134,163
繰延税金資産	9,261	資本金	6,330
敷金及び保証金	14,702	資本剰余金	7,510
退職給付に係る資産	223	利益剰余金	125,543
その他	1,943	自己株式	△5,221
貸倒引当金	△54	その他の包括利益累計額	1,903
資産合計	326,952	その他有価証券評価差額金	285
		繰延ヘッジ損益	30
		為替換算調整勘定	1,155
		退職給付に係る調整累計額	432
		新株予約権	2,557
		非支配株主持分	1,476
		純資産合計	140,101
		負債・純資産合計	326,952

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		564,989
売上原価		398,344
売上総利益		166,644
販売費及び一般管理費		133,478
営業利益		33,166
営業外収益		
受取利息及び配当金	364	
仕入割引	2,014	
持分法による投資利益	111	
その他	1,580	4,070
営業外費用		
支払利息	602	
社債利息	48	
寄付金	216	
その他	478	1,346
経常利益		35,890
特別利益		
負ののれん発生益	187	
関係会社株式売却益	6,526	
固定資産売却益	36	
新株予約権戻入益	171	6,920
特別損失		
投資有価証券売却損	2,791	
固定資産売却損	851	
減損損失	375	
その他	87	4,105
税金等調整前当期純利益		38,705
法人税、住民税及び事業税	12,024	
法人税等調整額	737	12,762
当期純利益		25,942
非支配株主に帰属する当期純利益		80
親会社株主に帰属する当期純利益		25,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,330	5,519	134,530	△5,121	141,259
会計方針の変更による累積的影響額			△3,766		△3,766
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,330	5,519	130,764	△5,121	137,492
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,386		△2,386
親会社株主に帰属する当期純利益			25,862		25,862
自己株式の取得				△2,246	△2,246
自己株式の処分		△328		2,147	1,819
利益剰余金から資本剰余金への振替		282	△282		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,035			2,035
持分法適用会社減少に伴う剰余金減少高			△28,414		△28,414
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1,990	△5,220	△99	△3,329
当 期 末 残 高	6,330	7,510	125,543	△5,221	134,163

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	581	60	75	54	771	2,265	-	144,296
会計方針の変更による累積的影響額								△3,766
会計方針の変更を反映した当期首残高	581	60	75	54	771	2,265	-	140,529
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,386
親会社株主に帰属する当期純利益								25,862
自己株式の取得								△2,246
自己株式の処分								1,819
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								2,035
持分法適用会社減少に伴う剰余金減少高								△28,414
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△296	△29	1,080	378	1,132	291	1,476	2,900
連結会計年度中の変動額合計	△296	△29	1,080	378	1,132	291	1,476	△428
当 期 末 残 高	285	30	1,155	432	1,903	2,557	1,476	140,101

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 福之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全体的な重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 平本和生 ㊟

監査委員 高見和徳 ㊟

監査委員 堀内文子 ㊟

(注) 監査委員 平本和生、高見和徳及び堀内文子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため現行定款第2条（目的）に事業内容を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー型株主総会」）の開催が可能となりました。当社におきましても、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第13条第2項を追加するものであります。
- なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。
- (3) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第15条の変更を行うものであります。
- (4) 上記（2）及び（3）の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ～29. (条文省略) (新設)	1.～29. (現行どおり)
<u>30.～33.</u> (条文省略)	<u>30.放送番組、映画、ビデオ及びその他の音声、映像、コンテンツ（利用媒体の如何を問わない）の企画、制作、製造・販売、輸出入、賃貸、放送、配信、上映、配給</u>
	31.～34. (現行どおり)

第3条～第12条 (条文省略)	第3条～第12条 (現行通り)
現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末の翌日から3ヵ月以内の招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>2 当会社は、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p>
<p>第16条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第46条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p>(株主総会の場所に関する経過措置)</p> <p>第1条 第13条(招集)第2項の追加は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(株主総会資料の電子提供)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</p>

第2号議案 取締役14名選任の件

現任の取締役13名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち郡谷大輔氏、小澤浩子氏は退任となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任3名を含む14名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	の じま ひろ し 野 島 廣 司 (1951年1月12日生)	1973年4月 有限会社野島電気商会（現当社）入社 1978年8月 当社取締役 1994年7月 当社代表取締役社長 2002年5月 当社代表取締役社長（CEO）兼執行役員 管理統括本部長 2003年6月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO） 兼管理統括本部長 2005年5月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO） 2006年4月 当社取締役兼代表執行役会長（CEO） 2007年6月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長（CEO） 2008年6月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO）（現任） 2015年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 2017年4月 同社代表取締役社長 ニフティ株式会社取締役（現任） 2019年3月 Courts Asia Limited Chairman, Group CEO（現任） 2020年6月 スルガ銀行株式会社取締役副会長 2021年5月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役相 談役（現任） 10月 I T X コミュニケーションズ株式会社取締 役相談役（現任） [担当（委員）] 指 名 委 員 報 酬 委 員 （重要な兼職の状況） Courts Asia Limited Chairman, Group CEO	1,404,100株 (82,844株) <small>(注5)</small>
【取締役候補者とした理由】 野島廣司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年にわたり経営全般に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">の じま りょう じ 野 島 亮 司 (1979年1月24日生)</p>	<p>2005年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 2008年1月 同社代表取締役社長 10月 当社入社 2011年10月 当社IT戦略事業部長 2012年6月 当社執行役IT戦略事業部長 2013年6月 当社取締役兼執行役IT戦略事業部長 2014年4月 当社取締役兼常務執行役IT戦略事業部長 2015年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役(現任) 2016年10月 当社取締役兼執行役副社長 2017年4月 西日本モバイル株式会社(現アイ・ティ ー・エックス株式会社)取締役 株式会社アップビート取締役 ニフティ株式会社取締役 6月 ニフティ株式会社取締役副社長 2018年3月 当社取締役兼代表執行役副社長(現任) 2019年6月 ニフティ株式会社代表取締役社長(現任) 2021年3月 ニフティ・セシール株式会社 代表取締役社長(現任) 株式会社セシール代表取締役会長(現任) 10月 AXN株式会社代表取締役CEO(現任) 株式会社AXNエンタテインメント代表取 締役CEO(現任) ITXコミュニケーションズ株式会社取締 役(現任)</p> <p style="text-align: center;">[担当(委員)] 指名委員 報酬委員(委員長)</p> <p>(重要な兼職の状況) ニフティ株式会社代表取締役社長 ニフティ・セシール株式会社代表取締役社長 株式会社セシール代表取締役会長 AXN株式会社代表取締役CEO 株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO</p>	<p>146,800株 (5,367株) <small>(注5)</small></p>
<p>【取締役候補者とした理由】 野島亮司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、経営全般に携わっており、IT・システム・物流管理部門・新規事業分野を中心とした分野における能力・知見及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	ふく だ こういちろう 福田 浩一郎 (1970年5月6日生)	1994年4月 当社入社 2005年1月 当社マーケティング本部MKグループエリア長 2010年3月 当社店舗運営管理部第2ブロック長 2011年4月 当社店舗運営管理第二部長 6月 当社執行役店舗運営管理第二部長 2012年6月 当社取締役兼執行役店舗運営管理第二部長 10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 2014年4月 当社取締役兼執行役人事総務部長 2015年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 2016年8月 当社取締役兼執行役販買推進部長 2019年2月 当社取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部担当 8月 当社取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部長 2021年10月 当社取締役兼常務執行役商品ソリューション推進部長 2022年5月 当社取締役兼専務執行役商品ソリューション推進部長 (現任)	68,300株 (115株) (注5)
【取締役候補者とした理由】 福田浩一郎氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、主に仕入れや商品戦略分野と、店舗運営面における豊富な経験、能力及び組織運営、人事総務に関するの知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	めく もり はじめ 温 盛 元 (1972年5月14日生)	1996年4月 当社入社 2005年4月 当社経営企画グループ長 6月 当社執行役 2007年2月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総務企画グループ長 6月 当社執行役人事総務部長兼総務グループ長 2011年10月 当社営業支援グループ長 2012年10月 当社営業開発部長 2013年5月 当社執行役営業開発部長 2014年6月 当社取締役兼執行役営業開発部長兼海外事業担当 2015年4月 当社取締役兼執行役営業開発部長 2017年10月 当社取締役兼常務執行役営業開発部長(現任) [担当(委員)] 指名委員(委員長)	52,000株 (1,328株) (注5)
【取締役候補者とした理由】 温盛元氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、営業支援及び店舗開発の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。			
5	しの はら じ ろう 篠 原 二 郎 (1957年8月18日生)	1981年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入社 2003年5月 同行長野法人営業部法人営業部長兼支店長 2005年5月 同行小石川法人営業部部長 2011年6月 株式会社ココカラファイン(現株式会社ココカラファイングループ)執行役員財務経 理本部財務部長 2012年6月 同社上席執行役員財務経理本部本部長兼財務部長 2017年4月 同社上席執行役員経営戦略本部総務部長 2020年5月 当社財務経理部長付 2021年4月 当社執行役財務経理部長 2021年5月 アイ・ティー・エックス株式会社監査役 2021年6月 当社取締役兼執行役財務経理部長 ニフティ株式会社監査役(現任) 2021年10月 A X N株式会社監査役(現任) 株式会社A X Nエンタテインメント監査役(現任) 2022年6月 当社取締役兼常務執行役管理部門管掌(現任)	200株 (375株) (注5)
【取締役候補者とした理由】 篠原二郎氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、また長年にわたり財務経理に携わり、知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものを期待し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	くに い ひろ ふみ 國井弘文 (1988年6月26日生)	2011年4月 当社入社 2013年5月 当社ユアエルム成田店 店長 2016年3月 当社販買推進部エリア長 2017年8月 当社販買推進部地区長代行 2018年10月 当社販買推進部地区長 2019年2月 当社販買推進部第二部長 8月 当社執行役販買推進部第一部長 2020年8月 当社執行役販買推進部長 2021年6月 当社取締役兼執行役販買推進部長(現任)	3,000株 (1,055株) <small>(注5)</small>
<p>【取締役候補者とした理由】 國井弘文氏につきましては、当社の取締役として販買推進部門に携わっており、販買推進部門における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者と致しました。</p>			
7	*やま ね じゅん いち 山根純一 (1982年3月14日生)	2010年10月 当社入社 2011年11月 当社ITシステム部 2017年7月 当社ITシステム部開発グループ長 2020年6月 当社ITシステム部長 2021年4月 当社執行役ITシステム部長(現任)	1,000株 (75株) <small>(注5)</small>
<p>【取締役候補者とした理由】 山根純一氏につきましては、当社の執行役として、ITシステム部門に携わっており、ITシステム部門における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	<p style="text-align: center;">ひら もと かず お 平 本 和 生 (1945年10月16日生)</p>	<p>1969年 4月 株式会社東京放送（現株式会社TBSホールディングス）入社 1999年 6月 同社報道局長 2003年 6月 同社取締役 2005年 6月 同社常務取締役 2008年 6月 同社専務取締役 2009年 6月 株式会社BS-TBS代表取締役社長 2014年 6月 同社取締役会長 2016年 6月 日本貸金業協会公益理事 2017年 6月 株式会社ケーユーホールディングス社外取締役（現任） 2018年 6月 当社社外取締役（現任） 2021年 10月 AXN株式会社取締役（非業務執行）（現任） 株式会社AXNエンタテインメント取締役（非業務執行）（現任）</p> <p>[担当（委員）] 監査委員（委員長） 指名委員 報酬委員</p>	<p style="text-align: center;">— (一)</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由等】 平本和生氏につきましては、放送業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。なお、当社は、平本和生氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	<p style="text-align: center;">たか み かず のり 高見和徳 (1954年6月12日生)</p>	<p>1978年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 1998年12月 同社電化・住設社経営企画室長 2002年1月 松下冷機株式会社冷蔵庫事業部長 2004年6月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）ナショナルマーケティング本部長 2009年4月 同社常務役員ホームアプライアンス社社長 2012年4月 同社代表取締役専務、アプライアンス社社長 2015年4月 同社代表取締役副社長日本地域担当、CS担当、デザイン担当 6月 株式会社エフエム東京社外取締役（現任） 2017年6月 パナソニック株式会社顧問 2018年3月 同社客員 6月 当社社外取締役（現任） 2019年3月 藤田観光株式会社社外取締役（現任） 6月 東京ガス株式会社社外取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">[担当(委員)] 監査委員 報酬委員</p>	<p style="text-align: center;">— (一)</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由等】 高見和徳氏につきましては、家電メーカーにおける会社経営で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。なお、当社は、高見和徳氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	<p style="text-align: center;">やま だ りゅう じ 山 田 隆 持 (1948年5月5日生)</p>	<p>1973年 4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会 社）入社 2001年 6月 西日本電信電話株式会社取締役設備部長 2002年 6月 同社常務取締役ソリューション営業本部長 2004年 6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長 2007年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）代表取締役副社長 2008年 6月 同社 代表取締役社長 2014年 12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社取 締役（現任） 2015年 5月 一般社団法人総合研究フォーラム代表理事（現任） 2018年 6月 株式会社NTTドコモシニアアドバイザー 2019年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">[担当（委員）] 指 名 委 員 報 酬 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— (一)</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由等】 山田隆持氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験、知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。なお、当社は、山田隆持氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
11	ほり うち ふみ こ 堀内文子 (1966年6月21日生)	1989年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 1993年3月 公認会計士登録 1996年7月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 1999年4月 ダймラークライスラー日本ホールディング株式会社入社 1999年8月 公認会計士登録(現任) 2001年8月 KVH株式会社(現Coltテクノロジーサービス株式会社)入社 2005年2月 有限会社淡路会計事務所取締役 2006年9月 税理士法人トーマツ入所 2012年6月 税理士登録(現任) 2013年5月 ロバートウォルターズジャパン株式会社入社 2014年4月 立野経営会計事務所入所 2016年12月 税理士法人MSAパートナーズ設立社員 2018年12月 同法人代表社員(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) [担当(委員)] 監査委員 報酬委員 (重要な兼職の状況) 税理士法人MSAパートナーズ代表社員(注3)	— (一)
【社外取締役候補者とした理由等】 堀内文子氏につきましては、長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計税務に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。なお、当社は、堀内文子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	<p style="text-align: center;">いけだまさのり 池田匡紀 (1957年2月22日生)</p>	<p>1979年4月 株式会社ニトリホールディングス入社 1999年10月 同社商品部ゼネラルマネージャー 2001年5月 同社取締役商品部ゼネラルマネージャー 2004年5月 同社常務取締役営業企画室長 2010年8月 同社常務取締役店舗運営部ゼネラルマネージャー 2014年5月 同社専務取締役商品部マネージャー 2015年10月 同社専務取締役中国販売事業担当 2018年5月 同社専務取締役グローバル販売統括 2018年8月 同社取締役副社長グローバル販売統括事業部ゼネラルマネージャー 2020年3月 株式会社スリープセレクト特別顧問(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p style="text-align: center;">[担当(委員)] 指名委員</p>	<p style="text-align: center;">— (1,025株) (注5)</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由等】 池田匡紀氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時を持って1年になります。なお、当社は、池田匡紀氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			
13	<p style="text-align: center;">*しばはらまさる 柴原多 (1973年9月10日生)</p>	<p>1999年4月 東京弁護士会登録 ときわ総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 2008年1月 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士(現任) 2018年4月 慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス非常勤講師(現任)</p>	<p style="text-align: center;">— (一)</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由等】 柴原多氏につきましては、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、当社は、柴原多氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	*はやし ふみ こ 林 文子 (1946年5月5日生)	1987年 3月 ビー・エム・ダブリュー株式会社東京事業部(現ビー・エム・ダブリュー東京株式会社)入社 1993年 1月 ビー・エム・ダブリュー東京株式会社新宿支店長 1999年 2月 ファーレン東京株式会社(現フォルクスワーゲンジャパン販売株式会社)代表取締役社長 2003年 8月 ビー・エム・ダブリュー東京株式会社代表取締役社長 2005年 5月 株式会社ダイエー代表取締役会長兼CEO 2008年 5月 日産自動車株式会社執行役員 年 7月 東京日産自動車販売株式会社代表取締役社長 2009年 8月 横浜市長 2014年 4月 指定都市市長会会長	— (一)
【社外取締役候補者とした理由等】 林文子氏につきましては、販売業界における会社経営等と指定都市である横浜市の市長3期の任期で培われた豊富なビジネス経験・知識や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたしました。なお、当社は、林文子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。			

- (注) 1.*印は新任取締役候補者です。
2. 各取締役候補者との間には特別な利害関係はありません。
3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
税理士法人MSAパートナーズと当社との間には特別な関係はなく、取引規模は連結売上高の2%未満であります。
4. 平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子の各氏は社外取締役候補者です。
5. 上記「所有する当社株式の数」欄の()内の数字は、2022年3月31日現在の役員持株会及び従業員持株会での持分であり、外数となっております。
6. 社外取締役との責任限定契約について
① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である郡谷大輔、平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、小澤浩子の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。
② 本総会にて平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子の各氏の再任及び就任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定です。
7. 会社の役員等賠償責任保険について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(当社の取締役:執行役員及び主要な子会社の取締役、監査役)が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。
候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の候補者一覧

候補者氏名	当社における 地位 および担当	当社取締役が有する知見・経験									
		企 業 戦 略 経 営 戦 略	営 業 販 買 戦 略	物 業 仕 入	流 入	人 財 開 発	IT・デジタル ビ ジ ネ ス	財 会	務 計	法 リ ス ク マ ネ ジ ム ン ト	
の 野 じま ひろ し 島 廣 司	男性 再任 社内	取締役兼 代表執行役社長	●	●	●	●	●	●	●	●	
の 野 じま りょう じ 島 亮 司	男性 再任 社内	取締役兼 代表執行役副社長	●	●	●		●				
ふく だ こう いち ろう 田 浩 一 郎	男性 再任 社内	取締役兼 専務執行役	●	●	●	●	●				
ぬく もり はじめ 温 盛 元	男性 再任 社内	取締役兼 常務執行役	●	●			●				
しの はら じ ろう 篠 原 二 郎	男性 再任 社内	取締役兼 常務執行役	●				●		●	●	
くに い ひろ ふみ 國 井 弘 文	男性 再任 社内	取締役兼 執行役		●	●	●					
やま ね じゅん いち 山 根 純 一	男性 新任 社内	取締役兼 執行役					●	●			
ひら もと かず お 平 本 和 生	男性 再任 社外 独立	取締役	●	●						●	
たか たか み かず のり 高 見 和 徳	男性 再任 社外 独立	取締役	●	●						●	
やま だ りゅう じ 山 田 隆 持	男性 再任 社外 独立	取締役	●	●			●	●			
ほり うち ふみ こ 堀 内 文 子	女性 再任 社外 独立	取締役						●	●	●	
いけ だ まさ のり 池 田 匡 紀	男性 再任 社外 独立	取締役	●	●	●					●	
しば はら まさる 柴 原 多	男性 新任 社外 独立	—								●	
はやし ふみ こ 林 文 子	女性 新任 社外 独立	—	●	●		●					

以上

<ご参考>

委員会委員就任予定者（2022年6月17日就任予定）

※委員長候補者

委 員 会 名	氏 名	※は委員長
指 名 委 員 会	※福田浩一郎、野島亮司、國井弘文 平本和生、高見和徳、山田隆持、池田匡紀	
監 査 委 員 会	※平本和生、高見和徳、堀内文子、柴原多	
報 酬 委 員 会	※篠原二郎、野島亮司、温盛元、 平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子	

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、**新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。また、付与する新株予約権につきましては、原則として自己株買付からの自己株といたします。**

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ストック・オプションとして新株予約権の発行を行うことにより、**従業員の貢献意欲や士気を高めることに繋がり、長期に渡り業績向上に大きく寄与いたしました。よって、引き続き企業価値向上に資すること及び上記目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するもの**といたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,800,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、18,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を

勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から 3 年を経過した日を始期として、その後 2 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

以上

株式会社ノジマ 株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月17日（金曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

会場 ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 222-5050



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 事前に書面またはインターネット等による議決権行使をいただいた株主様には後日、心ばかりの品ではございますが、商品をお送りいたします。

**UD
FONT**

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。